

英国の地方団体の機能と広域行政

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 047 (MAY 25,1992)

1. はじめに

2. 地方自治体の機能

「英国では、市町村の規模等に応じて機能に差異を設けている例がありますか」

3. 広域行政

「英国では、複数の自治体が連合して一定の広域的行政需要に対応する制度がありますか」

4. 現在の動き

「ポールタックスの廃止を始めとする英国地方制度の改革は、1972年に行われた地方制度の改革に劣らない大規模なものになりそうだと聞いていますが、その内容について説明して下さい」

一目 次-

1. はじめに	1
2. 地方自治体の機能	2
「英国では、市町村の規模等に応じて機能に差異を設けている例がありますか」	
(1) はじめに	2
(2) 歴史的経緯	3
(3) 1972年地方自治法	6
(4) 現在の地方団体の機能	7
(5) ローカルカウンシル	8
(6) まとめ	9
3. 広域行政	10
「英国では、複数の自治体が連合して一定の広域的行政需要に対応する制度がありますか」	
(1) はじめに	10
(2) 広域的に行なわれている行政機能	11
(A) 警 察	11
(B) 消 防	12
(C) ごみ処理	12
(D) 交通	13
(E) ロンドン計画諮問委員会	14
4. 現在の動き	15
「ポールタックスの廃止を始めとする英国地方制度の改革は、1972年に行われた地方制度の改革に劣らない大規模なものになりそうだと聞いています が、その内容について説明してください」	
(1) 地方税の改正	15
(2) 地方団体の組織の改正	16
(3) 地方団体の内部管理の改革	16
(4) 競争入札制度の促進	17
(5) 答責性	17

はじめに

1990年4月からイングランドで導入されたポールタックスをきっかけに、現在英国では地方団体をめぐる論議がかまびすしい。地方団体の“存亡”までその対象となり、しばらく目が離せない。わずか20年前の1972年に導入された現在の2層制の地方制度が、今新たな仕組みに向かつて動き出そうとしている。

英国の地方制度は、形式的には基本的に2層制という点で日本と類似しているといえるが、地方団体の規模や団体数の点においては、日本と随分事情は異なっている。さらに機能面においても、日本の地方団体が、ややオーバーな表現が許されるならば全ての機能を持つたマルチ型といえるのに対し、英国の地方団体は、基本的には法律に規定された行政だけを行う限定型といえる。

さて地方団体間の均衡についてであるが、英国では地形上日本のように可住地域がそれほど限定されず、ほぼ国土の全地域に分散し、また都市部への人口集中も、特定地域を除き比較的緩やかなため、1972年の地方自治法の施行後、地方団体の規模や機能の配分が、比較的均等に行なわれているといえる。

一方日本では、富と人口の特定都市への集中化が一層進み、地域格差の拡大が大きな問題となっている。現在第23次地方制度調査会が、平成元年12月20日の臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」を受け、地方自治体の広域及び狭域行政体制のありかた及び都市制度のありかたについて審議を行っている。

今回は、こうした背景の中で、常に地方行政の効率性、有効性を求めてラジカルに変遷する英国の地方団体の機能について考えてみたい。また同時に、英国における地方団体の機能を考える上で必然的に考察しなければならない広域行政について、「質問・回答」という形式をとつて、比較的問題点を絞つて紹介することとしたい。冒頭に述べたように地方団体の運命は、1992年6月までには必ず行われる英國総選挙の結果如何によるとはいえ、なんらかの形でポールタックスを含め地方団体に関する改革が行われることは間違いない。ここでは、こうした現在の動きについても併せて触れてみることとしたい。

なお、この報告書は当事務所の宮腰哲也が中心になってとりまとめたものである。

地方自治体の権能

英国では、市町村の規模等に応じて権能に差異を設けている例がありますか。

英国では、市町村の規模等に応じて機能に差異を設けている例はない。

ただし、英國の地方制度では、地方団体が、

- (1) バラ（区）だけの1層制をとるロンドン
- (2) ディストリクトだけの1層制をとる都市圏
- (3) 県とディストリクトの2層制をとる地方圏

の3種類に分かれており、そのために生ずる機能の差は存在する。したがって、ロンドンの各区、都市圏の各ディストリクト相互の間で比較した場合には機能の差はない。また、地方圏の各县、各ディストリクト相互の間で比較した場合にも、基本的に機能の差はないといえる。具体的な内容については以下のとおりである。なお、スコットランド及び北アイルランドは、イングランド及びウェールズと若干異なった制度をとるため、以下イングランド（ウェールズを含む）を中心に説明することとする。

(1) はじめに

イングランドにおける地方団体の機能は、大部分が国会によって制定された法律で規定されている。すなわち、その義務と責務は法律によって規定されている。したがって法律に規定されていないこと、すなわち法律が特に許可しない権限を実行することは“権限越の原理 (ultra vires) ”により、許されていない。

現在の地方団体の姿となったのは1972年の地方自治法（1974年4月施行）による。この法律により地方団体の機構すなわち現在の2層制の地方団体の役割が明確にされた（別表1は1972年以降の地方団体に関する主な法律を列挙したものである）。

その後、法律及び委任立法の制定、各種通達が出されるなど、地方団体に様々な方法をもつて影響を与えたが、大ロンドン県及び都市圏に所在した県を廃止するという大きな変革がもたらされた1985年の地方自治法（1986年4月施行）を除き、それらはいずれも地方団体の機能に根本的な影響を与えるものではなかった。

すなわち、これらの改正は、例えば中央政府からの補助金の調整の修正を行うための数々の財政関連法、1988年地方自治法による地方団体の機能の一部の競争入札に出すべき範囲の拡大など、どちらかというと地方団体のサービスの提供方法を変えるもの、又は地方団体の機能の移動に関するものであった。例えば1977年の住宅法では、ホームレスに対する住宅政策の責任が、県からディストリクトに移動し、1985年地方自治法では、都市圏の県が廃止されたことに伴い、それまで都市圏の県に所属していた事務が、都市圏ディストリクトに移管された。

(2) 歴史的経緯

現代的地方団体の起源

19世紀末までイングランドの地方団体は、一定の定義づけられた範囲の行政事務を一元的に処理するために発展したものではなかった。すなわちそれまでは、地方団体として、主として法と秩序の維持や地方道、貧者に関する責任を有するパリッシュ（教会区）、治安判事が治めるカウンティ及び行政権と治安判事を有するタウンが存在した。

一方、18世紀には産業革命の発生にともない、地方から都市への急激な人口変化が起り、人口過密、社会不安、病気の多発など多くの問題が生じた。これらの問題に対処するため、上記の地方団体のほかに救貧委員会、道路委員会、学校委員会、埋葬地委員会など特定目的のための特別機関（ad hoc）が数多く設立された（これらの特別機関は1894年まで存続し、救貧委員会及び学校委員会は20世紀まで存続した）。しかしながらこれらの機関は行政機関としては不十分であり、かつ、トーリー党の大地主の影響を強く受けている。そのため、都市部で力を持ち始めた実業家達は、これらの機関に自分達の意見が反映されないことに強い不満を抱いていた。

この実業家達の不満に応えるため、1835年地方自治体法（Municipal Corporations Act）により自治都市の創設を認められた。これにより一部の選ばれた自治都市（County boroughs）だけが、都市の自治を行ったが、そうでない残りの地域については、その大部分は中央政府が直接統治していた。

1888年地方自治法（Local Government Act）により、58の県（county）が設置され、それまでの自治都市の有していた権利と同様の自治権が県に付与されるとともに、中央政府の権限の一部が、新しく設置された県及び自治都市に権限委譲された（自治都市は83存在した）。

1894年地方自治法により、県に次ぐ2層目の新たな自治体としてディストリクト（わが国の市町村に該当するが、当時の英国では都市ディストリクトと地方ディストリクトに区分されていた）が設置された。これらディストリクトの機能としては、衛生関係サービス及び道路の維持管理が中心的なものであった。これにより、県及びディストリクトの2層制をとる地域と自治都市による1層制の地域が並存することになり、基本的には、この制度が1972年の地方自治法制定まで存続することになった。

なお、ロンドンでは、1889年それまでの首都事業委員会（Metropolitan Boards of Works）に代わってロンドン県（現在のインナー・ロンドンに相当する）が設置された。また1899年ロンドン自治法により、ロンドン県の中に28の首都区（Metropolitan Boroughs）が設けられ、従来から存在したシティ（City of London）とともにその責任を分担した。その後、1963年ロンドン自治法（London Government Act）により、1965年、アウター・ロンドンを含む大ロンドン地域を管轄する広域の地方団体として大ロンドン県（Greater London Council）が設置されるとともに、新たに基礎的自治体である区（Borough）が32設置（City of Londonは従来どおり存続した）されることになり、

1985年大ロンドン県が廃止されるまで、この制度が存続することになった。

ところで1929年地方自治法では、各県が県内のディストリクトの区域を人口変化・移動により10年ごとに見直しを行う旨が規定された。というのは、当時ディストリクトには、ごく小規模のものから都市的なものまで随分とばらつきがあり、機能性の点から規模の均衡問題が存在したためである。1929年から1938年までの間に施された最初の区域見直しの結果として、ディストリクトの数は328減り、人口5,000人に満たないディストリクトの数についてはこれが半減した（もつとも依然として人口が5,000人以下のディストリクトが249残ったままであった）。また同時に約1,300か所の境界が改定された。

地方団体の機能

またこの間にも法律改正が行われ、地方団体の機能は広がった。それまでは、大多数の地方団体は衛生、警察、道路の維持管理機能を有しており、また一部の地方団体はこれらの機能の他に、上水道、ガス、電力、バス、墓地などの機能を有していた。しかし、1902年に学校委員会が廃止されて、学校を設置する義務が地方団体の責任となつたほか、母子福祉や児童福祉などの社会福祉行政の拡大、住宅、都市計画、図書館、学校給食など新しい機能が与えられるなど、地方団体は幅広い機能をもつことになった。

地方自治体機能の後退 1945年以後

一方、第二次世界大戦の始まる1939年頃までには、人口の大都市への集中など社会情勢の変化に伴い、地方団体の機能に関し、その機能性や有効性から改正の必要が徐々に明らかになってきた。

戦後、労働党内閣は公営事業の国営化を進めた。その結果、地方団体からガス、電気や上水道、健康、福祉といった機能を奪うことになった。地方団体の病院が、1946年国民保健サービス法によって地方団体の手から離れたのを始め、1947年電力法(Electricity Act) や1948年ガス法(Gas Act) による電気やガスの機能など、地方団体は、それまで過去何十年にわたって築き上げてきた公営事業の機能さえも放棄することになった（上水道及び下水道幹線については1973年水道法(Water Act)、個人の健康に関する事務は1973年国民健康保健サービス再編法(National Health Service Reorganisation Act) により地方団体の手から離れた）。

地方団体行政区域委員会とモード委員会

1945年政府白書に基づき、地方団体の区域の調整を行う権限を持った地方団体行政区域委員会(Local Government Boundary Commission) が設置され、地方団体機構の再編成にとりかかった。数々の協議を経て同委員会は、

- ①周辺地域を抱えた主要な都市集合体でのカウンティ及びディストリクトの2層制

- ②最多目的 (most purpose) をもつ中規模サイズのタウンの編成 (1層制)
- ③上記以外の地域において従来の都市地区及び地方ディストリクトを改正した同一機能をもつディストリクト制度 (2層制)

を提案した。しかしながら、この報告書は支持を得られないまま、政治的状況もからみ、棚上げとされた。

しかし一方で、この間1944年から1947年の間に地方団体の状況は変りつつあった。すなわち地方行政の機能は、教育、保健サービス、警察、計画、消防などの権限のほとんどが、ディストリクトから県に移動してしまった。地方団体行政区域委員会が審議を重ねている間に、第2層目の地方団体であるディストリクトはその機能の大部分を失うという重大な変化が起こっていたのである。

1958年地方自治法により、イングランド及びウェールズの地方自治体の見直しを行うために2つの委員会が設置された。これら委員会の役割は、地方行政機構の見直し、特に県と自治都市の在り方に関することが中心であった。当時、県、自治都市及びロンドン県をあわせ140が1層目の自治体として存在し、また2層目の自治体であるディストリクトの数は1,298であった。しかしながら、これら1層目の自治体の中には、各種行政サービスを提供するためには、規模が小さすぎるものが少なくなかった。人口50万以上の自治体は、140のうちわずか22であり、人口10万人に満たないものは41を数えた。ディストリクトの場合、5万人以上のものは、わずか95であり、人口5,000人に満たないものはなお184存在した。一方、ディストリクトの人口が、県の人口を超えるものもあった。

また1966年労働党政権は、地方制度改革のために2つの王立委員会 (Royal Commission) を設置した。このうちイングランドについては、モード委員会 (Redcliffe Maud Commission) が、1969年に調査結果をまとめ次のような報告を行った。すなわちイングランドを61の区域に分割し、基本的には次の②の特例を除き、一層制の地方団体とする提案を行った。

- ①58の基礎的地方団体 (人口25万以上100万以下、1層制)
- ②リバプール、マンチェスター及びバーミンガムの3つの都市圏では、計画、交通、上水道、警察及び消防を処理する大都市の県 (Metropolitan Authority) 及び教育、社会福祉、住宅などの行政を行う大都市ディストリクトをもつた2層制
- また少数意見としてイングランド全域を2層制で統一した
- ③カウンティより広域な35の大規模県 (リージョン) と148のディストリクトの2層制

が併せて提案された。モード委員会の考え方の基礎には、地方団体の行う道路、交通や都市計画などの環境に関する機能は、広域的な団体によって行われるべきであり、一方、住宅、社会福祉などの個人的機能はより身近な団体によって行われるべきであるとする考え方があった。しかし、これら2つの自治体は結合されるべきであり、そのための人口規

模として最低25万人を提案設定した。また効率性の点から一定規模の大きさが必要としながらも、大きすぎては管理上の問題や責任の所在の不明確さなどマイナス要素が増えるため、結局一般的な考え方として人口100万人をその上限として設定することになった。

しかし国民の間での人気はやはり低く、地方団体の再編成は先に持ち越された。県協議会 (Association of County Councils) 及び地方ディストリクト協議会 (Association of Rural District Councils) は、県（最低50万人）とディストリクト（最低6万人から10万人）の2層制をとるようキャンペーンを行った。

1970年以後

保守党が政権を取った1970年、政府は、それまでの地方行政の所管省であった住宅・地方行政省を環境省 (Department of Environment) と名称を変え、地方行政をその一部に位置付け、積極的に地方行政の改革に取り組んだ。同年、政府白書「イングランドの地方行政 (Local Government in England)」が作成されたが、その主要なねらいは、より大きな行政単位によって可能となる機能的効率性と、より小さな単位によって実現しやすい代表制の間の均衡であった。すなわち、白書の内容は、県とディストリクトで全国をカバーするというものであった。ただしこれら2層間の事務配分は一定でないとした。すなわち、教育及び社会福祉に関する責任は、人口25万人以下では規模が小さすぎるとされた。また白書は6つの地域を大都市圏の県に指定した。この白書の発表以後、多くの論議がされたが（実はそれは地方制度改革に関する長期にわたる論議の間に断続的に出現したもののが継続であった）、幾多の調整を経た後、1972年地方自治法が制定された。

(3) 1972年地方自治法

1972年地方自治法は、1888年及び1894年の法律に基づいて行われてきたそれまでの地方行政の運営に終止符を打つことになった。すなわち、それまでは自治都市にあっては1層制、その他の地域にあっては2層制の地方団体が存在し、それぞれの地方団体が異なる権限・機能をもつた制度がつくられていた。しかし、1972年法では自治都市を消滅させ、全ての区域についてカウンティ（県）とディストリクト（ロンドンにあっては、前述したように1965年から大ロンドン県と32の区及びシティが設置されている）の2層制を採用し、全て同一の機能としたのである（もっとも1985年地方自治法により、大ロンドン県及び都市圏の県は廃止されて、現在これらの地域については1層制となっている）。

県とディストリクトの責任区分は、行政を実施する規模の大きさの違いによるといえる。すなわち、一方で機能的効率性の観点から規模の利益が要求され、その意味で、県が一定以上の規模の大きさを必要とするのに対し、ディストリクトの場合は、必ずしも規模の大きさに縛られない。むしろ、地方行政は住民の身近なところで実施されるべきであり、そのためには小さな地方団体のほうが望ましいとされた。その結果、地方団体の行政機能は、

基本的に2層の地方団体に割り振られることとなった。

一方、1972年地方自治法の施行による行政区域の地理的変更は、多くの自治体を悩ませた。また事務の配分についても同様に様々な問題に直面した。地方圏の県ではごみ処理に関する新たな責任を負うことになる一方で、逆に自治都市の地位から降格された地方圏のディストリクトは、教育や社会福祉行政の機能を失うことになった。このため、こうした2層制がとられることによって、従来1層制がとられていた自治都市にあっては県とディストリクト間での事務が重複したり、あるいは相互の責任の所在が不明確になるおそれがあるなど色々な問題が予想された。このため、1972年地方自治法では、県とディストリクトの事務を規定するとともに、事務委託等の考え方を導入するなどしてその調整を図った。

今まで過去何年かにわたって地方団体の機構について議論されてきたが、その多くは人口規模に関するものである。1972年地方自治法の施行にあたり、地方団体の区域及び事務配分について、影響を受けた団体は少なくないが、その大きな要素となったのは人口規模であった。とくに図書館を含む教育と社会福祉行政の事務配分に当たっては、人口25万人以下では能率的に行うことができないとされた。また地方圏ディストリクトの人口規模は、当初4万人以上とされたが、結果的には4万人以下の14団体を入れて296となつた。

1989年現在、各地方団体について人口をみた場合、

- ①ロンドン区(33)：キングストン131千人～クロイドン317千人
- ②都市圏ディストリクト(36)：
 - サウスティネサイド156千人～バーミンガム993千人
 - ③地方圏の県(39)：怀特島131千人～ハンプシャー1,546千人
 - ④地方圏ディストリクト(296)：ティースデール25千人～ブリストル373千人となっている。

なお、別表4は各地方団体別の人口を示したものである。

(4) 現在の地方団体の機能

現在イングランドにおける地方団体の種類と数は次のとおりである。

区分	県	ディストリクト 又はロンドン区	事務組合	合計
ロンドン		33	1	34
都市圏		36	18	54
地方圏	39	296		335
注. ロンドン警視庁及びロンドン交通局は国の機関なので除く。				
上記のほかにパリッシュが約10,300ある。				

一般的に県は、広範囲にわたる計画や行政及び相当な財源を必要とする事項に対して責任を有する。具体的には、都市計画、警察、消防、ゴミ処理や教育、図書館、社会福祉（児童、高齢者、障害者に対するサービス）が挙げられ、一方ディストリクトの事務としては、より身近な事項、例えば住宅、ごみ収集、市場などが挙げられる。

また、第一義的には県の事務であるが、県及びディストリクトとの双方の了解の上で、ディストリクトが当該事務を遂行するために必要な施設及び人材を有する場合には、ディストリクトに当該事務が移管されることもよく行われている。これは“事務委託”と呼ばれる。もっとも教育及び社会福祉、警察サービスについてはこの対象から除外されている。またディストリクト及び当該ディストリクトの所在する県で、分担又は共同して事務を行っているものがある。これらは“事務の協力処理”として知られる。この種の事務としては、博物館、美術館、移動居住用地、空港、公園、プールを含むレクリエーション施設がある。

別表2は、地方団体の種類別に主な機能をあげたものである。

別表3は、都市圏ディストリクト及び地方圏ディストリクトの有する機能の全てを示したものである。地方圏ディストリクトの場合、*印は、ディストリクト及び当該ディストリクトの所在する県で、分担又は共同して事務を行っているものである。

(5) ローカルカウンシル

県及びディストリクトは、第1層及び第2層の地方団体であり、これに対し主として地方圏の県にあっては第3層目の地方団体として、パリッシュカウンシル又はタウンカウンシルが置かれている場合が多い。これらパリッシュカウンシル及びタウンカウンシルを合わせてローカルカウンシルと呼ばれている。ローカルカウンシルの法的起源は1894年地方自治法であるが、その根源は、中世に教会が設けた教会組織としての教区である。また1972年地方自治法により、従来の都市パリッシュ(urban parish)が廃止される一方で、それまでローカルカウンシルのなかつた地域にもローカルカウンシルが設置することが許された。この結果、現在ではその数は1万を超えており、もっともイングランドの都市圏には、わずか202のローカルカウンシルしか存在せず、そのほとんどは、サウスヨークシャーやウェストヨークシャーといった都市圏でも比較的田園地方にのみ存在している。またローカルカウンシルの中には、かなりの人口を抱えるものもあり、最大のブラックネル(Blackpool)は、人口5万人を超えており、一方、このうち約2,000は、人口が200人以下と極端に少なく、議会を有していない。ローカルカウンシルの平均人口はおよそ1,500人である。

こうした第3層目の地方団体であるローカルカウンシルの機能は、当然のことながらディストリクトの機能よりも範囲は狭い。ごく限られた事務、例えばプレイングフィールド、市民菜園、集会場、バス停、共同墓地などである。こうした事務のほとんどは、市民菜園の場合を除き、ディストリクトと共同して行われる。また県やディストリクトは、フット

パース（遊歩道）の建設維持補修など、一部の事務についてはローカルカウンシルと協議を行う必要がある。そのほかローカルカウンシルは、地域に関する計画の申請について地域住民を代表してディストリクトなどに意見を述べる機会が与えられ、その場合には住民の意見を代表する圧力団体として機能する場合もある。

(6) まとめ

基本的には、県、ディストリクトとも、それぞれ同一レベルで見た場合には、その機能は全て同一である。ただし、2層制をとっている地方圏地域及びローカルカウンシルが存在する地域にあっては、各地方団体の2層目の組織、すなわち県であればディストリクト、ディストリクトであればパリッシュカウンシル又はタウンカウンシルに権限委譲、若しくは共同して事務を行っていることから、各県の間又は各ディストリクト間で若干の相違が存在する。また人的パワー及び財源を抛出しうる大きなディストリクトでは、県との合意の上で、県の事務を行うことも一般的である。

ロンドンの各区については、県もローカルカウンシルも存在しないため、権限委譲等は有り得ない。したがってロンドン区については、人口規模にかかわらず、その権限は全く同一である。

都市圏ディストリクトには、県は存在しないため、県との間での権限委譲等は有り得ない。またローカルカウンシルは、ほとんど存在しないため、都市圏ディストリクトは、人口規模にかかわらず、その権限は全く同一といえる。

一方、県及びローカルカウンシルが存在する地方圏ディストリクト（特に田園地方）については、機能の違いが存在する。多くの行政は、県やローカルカウンシルと共同して行われている。

広域行政

英国では、複数の自治体が連合して一定の広域的行政需要に対応する制度がありますか。

わが国では、市町村の事務である「消防」「ごみ」「社会福祉」「教育」「病院」等の行政サービスは、広域組織としての市町村の一部事務組合で行われているケースが少なくない。しかし、英國の場合、「病院」についてはNHSが、「消防」「ごみ処理」「社会福祉」「教育」については、基本的に広域団体としての県が行っている。現在イングランドで行われている広域行政には、警察、消防、ごみ処理及び交通の4種類がある。

(1) はじめに

広域行政という概念を考える前に、現在置かれている英國と日本の地方団体の状況について概観してみることとする。地方団体の機能の中で前述したように、現在の英國の地方制度を形成した1972年の地方自治法では、地方団体の機能面での画一化を図るとともに、それまで点在した小規模ディストリクトの統合、再編成を進め、いわゆる基礎的自治体としての行政区画の広域化が図られた。すなわち、それまで人口では最少のマーシャム・ルーラルディストリクトの約1,700人を始めとし、イングランド及びウェールズに1,800を超える自治体が存在したが、改正後にはその数はイングランドで332、ウェールズでは36に激減し、きわめて大規模な市町村合併が一挙に行われたといえる。1989年現在、地方団体の人口についてみると、イングランドにある296のディストリクトのうち、282が人口50,000人以上を有する団体であり、人口50,000人に満たないディストリクトはわずか14しか存在しない。また最少のものでもティースデール(Teesdale)・ディストリクトの24,800人である。

これに対し日本の市町村の数は、1990年4月現在、約3,250あり、しかも人口1,000人に満たない村が37存在する一方で、11の政令指定都市を含め、人口が30万人を超える市の数は61と、人口面での地方団体間の格差は非常に広範囲に及んでいる。1953年町村合併促進法施行前の市町村数9,895に比べ、およそ3分の1に減少したとはいえ、依然として英國に比べその数は圧倒的に多く、基礎的団体としての市町村の人口面でのばらつきの差は歴然としている。

また地方団体の機能面では、先間でも述べたように、英國では1972年の地方自治法により、それまで地方団体が所管していた機能のうち、一部が中央政府や他の単一機能をもつアドホック(Ad hoc)な広域的な機関に移され、地方団体の機能が縮小したといえる。すなわち上下水道の機能は9つの広域的な水管公社(regional water authority)に移管され(1989年以後は民営化されている)、保健医療サービスについても国民健康保健

サービス(National Health Service)へ移された。

こうしてみてきたように、英國では1972年の地方自治法制定時に、広域的行政事務とそうでない事務の配分について、行政サービスの有効性、効率性及び答責性の観点から、とくに人口面を中心に地方団体の規模が考慮されたのであった。このため、より均一性や効率性が求められる警察や消防、教育、社会福祉といった事務は、より広域的な事務として県の事務とされた。

(2) 広域的に行われている行政機能

(A) 警察

すでに前述したように、イングランドとウェールズにあっては、1972年地方自治法に基づき県とディストリクトによる2層制となった。この結果、それまで存在した警察機能は、他の広域的な環境行政である計画、交通、道路といった行政サービスと同様、県の機能として再編成された。

1964年警察法第21条により、内務大臣の承認を得て、県の警察は2又はそれ以上の他の県の警察と結合して単一の組織とする「合同警察(combined authority)」ができることになった。現在イングランドには、39の警察があり、そのうち次の7つが合同組織である。いずれも地方圏の県の間で行なわれている。

エーボン・サマーセット(Avon,Somerset)

デボン・コントール(Devon,Cornwall)

ハンプシャー(Hampshire,Isle of Wight)

ノーサンブリア(Tyne and Wear,Northumberland)

サセックス(East Sussex,West Sussex)

テムズバレー(Berkshire,Buckinghamshire,Oxfordshire)

ウエストマーシャ(Hereford and Worcester,Shropshire)

注。()内は、構成する県を示す。

一方、都市圏の地域では1985年地方自治法に基づき都市圏の県が廃止されたことにより、警察機能は旧都市圏の県の領域において共同委員会(joint board)で行われることになった。この共同委員会は、各都市圏ディストリクトから選出された議員で構成されている。

こうした「警察組合」としては、次の6つがある。

大マンチェスター、マーシーサイド

サウスヨークシャー、タインアンドウィアー・ノーサンバーランド

ウエストミッドランド、ウエストヨークシャー

ロンドンについては、ロンドン及び隣接する一部の区域を管轄するメトロポリタン警察があるが、内務省の直接の指揮監督を受け、ロンドン区は何ら関与していない。

別表5は、ロンドン及び都市圏ディストリクトにおける警察、消防及び交通について共

同委員会の構成を示したものである。

(B) 消防

以前の都市圏の県における消防についても、同様な事情が存在する。イングランドには、現在46の消防組織がある。このうち39については、1972年地方自治法により定められた県の境界（つまり地方圏の県）に基づき設置され、残りの7つについては1985年地方自治法によって廃止された大ロンドン県及び都市圏の県の区域に基づいて設置されたものである。

この7つの組織は、共同運営されることのほか、消防及び市民防衛の二つの事務を提供している。これは、1985年地方自治法第26条で示されたものであるが、それまでは都市圏の県では、消防と市民防衛の機能は別のものであった。

ロンドンにおける市民防衛の機能は、1963年のロンドン自治法によって1965年から大ロンドン県に属していた。消防の機能についても大ロンドン県の機能であったが、これら2つの機能を統合しようという動きはなかった。1985年大ロンドン県の廃止にともない、これらの機能が統合された。

7つの「消防及び市民防衛」組織は次のとおりである。

ロンドン、大マンチェスター、マーシーサイド、サウスヨークシャー
タインアンドウェイラー、ウエストミッドランド、ウエストヨークシャー

(C) ごみ処理

イングランドでは、ごみ収集の機能は地方圏の区域においてはディストリクトが行う一方で、ごみ処理機能は県の機能というように分かれている。

しかし、2層目の自治体を持たないロンドン及び都市圏ディストリクトでは、ごみ処理は一部を除き共同処理されている。すなわち、都市圏では、ごみ収集は各都市圏ディストリクトが行っているが、ごみ処理については、警察機能と同様に1985年以前の都市圏の4つの県の地域内において、ディストリクトが“共同”してごみ処理を行っている。ただし、旧都市圏の県であるサウスヨークシャー及びタインアンドウェイラーの2地域については、各ディストリクトがそれぞれごみ収集とともにごみ処理も独自に行っている。

都市圏ディストリクトのごみ処理組織は、次のとおりである。

大マンチェスターごみ処理組合
マーシーサイドごみ処理組合
ウエストミッドランドごみ処理組合
ウエストヨークシャーごみ処理組合

またロンドン市内では、ごみ収集は各区が行っているが、ごみ処理については各区が“共同”してごみ処理組合で行っている。1985年の地方自治法は、各区が自主的なごみ処理組織を設置するよう規定したが、区のほとんどは、こうした組織の設置には積極的で

はなかった。この結果、次に掲げる4つのロンドンごみ処理組合が法的要請に基づいて設置された。

イーストロンドンごみ処理組合

(*Barking and Dagenham, Havering, Newham, Redbridge)

ノースロンドンごみ処理組合

(Barnet, *Camden, Enfield, Hackney, Haringey, Islington, Waltham Forest)

ウエストロンドンごみ処理組合

(Brent, Ealing, Harrow, Hillingdon, *Hounslow, Richmond upon Thames)

ウエストリバーサイドごみ処理組合

(Hammersmith and Fulham, Kensington and Chelsea, Lambeth, *Wandsworth)

注. () 内は、構成する区を示す。

なお、ロンドン区33のうち、11の区については、すでに各区が処理場など施設を有しており、同法に基づき次の3つの任意のごみ処理組合を設置した。

セントラルロンドンごみ処理組合

(City of London, Tower Hamlets, *Westminster)

サウスイーストごみ処理組合

(Greenwich, *Lewisham, Southwark)

サウスロンドンごみ処理組合

(Bromley, *Croydon, Kingston upon Thames, Merton, Sutton)

(注. *印は、責任区を示す。すなわち責任区でない他の残りの区は、必要な財源を責任区に拠出し、責任区が共同委員会の運営にあたっている)

ロンドン区のうち、唯一ベックスレイ区(Bexley)は、隣接するケント県と共同してごみ処理を行っている。

なお、上記の3つの任意のごみ処理組合を構成する各区(すなわち11区)及びベックスレイ区は、ごみ処理組合が有する責任のほかに、各区がそれぞれの地域内のごみ処理の責任を有している。

上記のほかにロンドンでは、1974年公害規制法(Control of Pollution Act)に基づき、大ロンドン地域内における有害廃棄物の移動、ごみ処理場の許可の調整を行うための法定組織が設置されている。これはロンドン廃棄物規制組合(London Waste Regulation Authority)と呼ばれ、大ロンドン県の廢止後、設置されたものである。

(D) 交通

1968年運輸法(Transport Act)により、地域における公共交通サービスのために、乗客輸送エグゼクティブ(passenger transport executives)及び乗客輸送委員会(passen-

ger transport authorities) が設立された。乗客輸送エグゼクティブは、乗客輸送委員会が示す総合交通施策にしたがって、公共交通サービスを提供していた。

1972年地方自治法により、公共交通に対する責任は県の機能となり、都市圏の県では乗客輸送委員会の機能をそのまま引き継いだ。

1985年運輸法(Transport Act)により、乗客輸送エグゼクティブの提供していたバス事業は、乗客輸送委員会に移管された。

また1985年地方自治法に基づき都市圏の県が廃止されたことにより、都市圏の地域にあつては、乗客輸送委員会は、以前の都市圏の県を構成する各ディストリクトの共同による一部事務組合組織となつた。なお、こうした各公共交通組合は、「腕の届く範囲(arm's length company)」と呼ばれる、独立したバス会社を所有し、その運営にあたつている。こうした公共交通組合は、次の6つの都市圏の地域で行なわれている。

大マンチェスター、マーシーサイド、サウスヨークシャー

タインアンドウェイバー、ウエストミッドランド、ウエストヨークシャー

これら組合の運営については、すでに述べた警察、消防等とほぼ同様である。

一方、ロンドンでは、それまで大ロンドン県が運営していたバスや地下鉄は、1984年、ロンドン地域交通(London Regional Transport)に移管された。

(E) ロンドン計画諮問委員会

大ロンドン県が廃止されたことにより、環境大臣が大ロンドン地域全体にわたる総合的な計画に対し、責任を負うこととなつた。当時政府は、大臣の諮問機関としてアドホックな委員会(ad hoc Commission)を設置することを提案した。しかしこの案については、各区がこぞつて反対意見を表明したため、紆余曲折を経た後、最終的にロンドン計画諮問委員会(London Planning Advisory Committee)が設置された。

しかしながら、委員会の役割は、諮問機能のみであつて行政機関ではない。すなわち、環境大臣は、住宅供給の一般的レベル、主要交通網、主要産業商業開発、グリーンベルトに関する基本方針等に関し、ロンドン計画諮問委員会の諮問を受けて、計画要綱を作成する。各区は、この要綱に従い、各区について地区開発計画と呼ばれる土地利用計画を作成する。これは従来の地域計画に取つて代わるものである。

ロンドン計画諮問委員会は、1985年地方自治法に基づく法定の共同委員会である。

この他に大ロンドン県の廃止後、3つの大ロンドン地域の法的組織が設置された。すなわち、ロンドン区補助金計画(London Boroughs Grant Scheme)、ロンドン研究センター(London Research Centre)、ロンドン地域モビリティ計画(London Area Mobility Scheme)である。これらは、それぞれが責任区を指定した“共同委員会”方式で行われている。ロンドン補助金計画は別にして(1987年度の予算は、£28.7百万であった)、現在これらの組織はそれほど機能していない。

現在の動き

ポールタックスの廃止を始めとする英国地方制度の改革は、1972年に行われた地方制度の改革に劣らない大規模なものになりそうだと聞いています
が、その内容について説明してください。

現在、政府は地方団体に関する法案として、次の4つの法案を国会に提案中である。

- ①地方財政法 (Local Government Finance Bill)
- ②教育法 (Education(Schools) Bill)
- ③高等教育法 (Further and Higher Education Bill)
- ④地方自治法 (Local Government Bill)

このうち①は、1993年4月から現在のコミュニティチャージに代わるカウンシル税の導入、②及び③は現在地方団体の事務である教育を国の事務とすることなど教育関連の改革、④は地方団体の機構に関する改革を内容とするものである。教育に関する改革についての説明は別の機会に譲ることとし、ここでは①及び④の法案に関し、これから行われようとしている地方団体の改革内容について、法案提出前に発表された「政府協議書」とあわせて説明することとしたい。

(1) 地方税の改正

コミュニティチャージに代わる新税制の導入は、現在、政府が抱えている最大の政治論争の種である。1989年からスコットランドで、また、1990年からイングランドとウェールズで、レイトに代わる地方税としてコミュニティチャージが導入された。このコミュニティチャージは、個人の税負担能力には関係なく、人頭割で課される税であったため、その負担公平の点から強く批判された。

新税はカウンシル税と呼ばれ、従来のレイト制度において見られた資産価値に対する課税とポールタックスにおける人頭割要素を併せ持つものである。すなわち標準世帯の成人人数を2人とし、居住用家屋の資産価値（売買価格）として8つの価格区分を設定し、当該区分ごとに税額を決定するものである。

ロンドンを中心とする英国南東部に位置する家屋の資産価格が、そうでない地域に比べ相対的に高いために地域によって税額の偏りが出る恐れがあることや、8つの価格区分が妥当かどうか（とくに最低及び最高価格の設定）の問題が今後の議論の対象となると思われる。この新しい税制は、1993年4月1日から導入される予定である。なお、詳細については、当事務所発行クリアーレポート第33号「地方団体のための新税」協議書を参考にされたい。

(2) 地方団体の組織の改正

近い将来に行われるであろう地方団体の再構築により、地方団体の機能に最も影響を与える結果が生まれると思われる。すなわち、現在1972年地方自治法に基づき、イングランドではロンドン及び6つの都市圏を除き、県とディストリクトの2層制となっているが、協議書では1994年4月からイングランドにおける大部分の地域において、2層制を廃止し、1層制を導入することを提案している。もつとも、県あるいはディストリクトのいずれか一方を全面的に廃止しようというわけではなく、地域の事情に応じて2層制となる地域の存在も認めている。

協議書では、地方団体が各々の地域にあったサービスを提供するために、地方団体と地域社会の緊密化、自己決定の確保という観点から議論されている。

責任主体の明確化、官僚制の弊害の減少、重複の減少と効率性の推進、経費の節減が1層制導入の理由である。

現在、ロンドン区と都市圏ディストリクトが行っている行政機能は、地方圏における県及びディストリクトの機能を併せ持ったものである。その意味では、今後、地方団体一元化の動きがどのように動こうと、現在すでに都市圏ディストリクトで行われている行政機能と、さほど変わらないであろうと思われる。

しかしながら、新たな1層制の地方団体の区域については、効率性、競争性の点から、例えばごみ処理や社会福祉のような広域的・均一的なサービスを提供するのに十分な人口規模をもつた行政区域が定められることになる。このため、現在の県やディストリクトの統合等による境界変更も考えられる。

こうした改革について、政府は地方団体委員会(Local Government Commission)の設置を提案しており、現在の地方団体境界委員会(Local Government Boundary Commission)の事務を引き継ぐことが予定されている。

(3) 地方団体の内部管理の改革

内部管理の改革として提案された機構改革は、現在意思決定機関であると同時に執行権を有する議会の権限のうち、執行権を議会から分離するというものである。すなわち、現在行なわれている委員会システムの改善を試みようとして提案されたものである。政府は、現在の委員会制度をその非効率性のために否定しているわけではない。委員会制度がうまく作用している地方団体も少なくないことを認めている。したがって、全ての地方団体が内部管理制度を変える必要があるといった統一的なアプローチの必要性を必ずしも求めていない。

改革の具体的な方法ははっきりしないが、協議書では選択の範囲として多様にわたる提案をしている。現在の委員会制度そのまま維持する案を始め、内閣システムの採用、直接選挙による行政部の編成、直接選挙による首長制の導入などが提案されている。しかしこれらのいずれについても、その内容はきわめて漠然としている。

(4) 競争入札制度の促進

今日の状況は、多くの点で引き続き行われている改革過程の一つである。1980年地方団体計画土地法により、地方団体の行う行政分野において、初めて法的にビルやハイウェーの維持管理部門において競争入札制度が導入された。1988年地方自治法では、さらに競争入札に付されるべき行政サービス分野の範囲が拡大し、ごみ収集、街路清掃、給食等が対象となった。しかし、今後地方団体のサービスの競争入札制度は、一層推進されようとしている。とくに、これまでマニュアルワーカーの分野が中心であったが、これからは建築、会計、情報技術、法律、公営住宅管理といつたいわゆるホワイトカラーに属する行政サービス、さらには人事といった分野までが各地方団体によって検討中の事項となっている。現在提案されている地方自治法でもいわゆるホワイトカラーに属する行政サービスまでその範囲に含めるべく提案されている。

しかし、競争入札されたとしても委託者としての権限（しばしば法的に「権能付与」と呼ばれる）は、そのままである。すなわち地方団体は、自ら提供するにせよ受託者である民間が提供するにせよ、住民に提供するサービスに対して責任を有するのである。

(5) 答責性

答責性という言葉は、最近になって注目されてきたものである。最近発表された「市民憲章（政府が、公共サービスの内容と質の向上を図るために示した基準）」では、地方団体職員の住民に対する責任の明確化及び提供する行政サービスの内容に対する責任の明確化の必要性を強調している。これは各々のサービスが、市民から支払われた税金の対価としてふさわしいものであることを確保するために、政府が示したものである。これは地域社会において、地方団体が住民の要望に応じられるような緊密な行政を行うことの必要性が一層増大してきたことや、最近10年ほどの間に、住民の生活の質に直接影響を与えるような日常的な決定事項が増加したためである。例えば、建設の推進か自然環境保護かの選択、賃貸住宅の基準の向上、レジャー施設の選択の幅の拡大などがあげられる。現在、こうした民主化の波は増え続けている。

先に発表された政府発行の三種類の協議書及び関連法案は、カウンシル税を除くと、その内容は未だに漠然としており、政府は、地方制度の改正にあたって慎重な姿勢を取っていることがうかがわれる。また地方団体の組織については、今後地方団体委員会(Local Government Commission)が設置され、改革を進めることになる予定である。いずれにしても、これらの制度改正が実現するかどうかは、1992年に実施される予定の総選挙の結果いかんにかかっているといえる。

地方団体がとるべき方向は、現在及び将来の地域社会に及ぼす影響が大きいため、十分注意が払われるべきである。過去20年の間にもたらされた変革と同様に、その時に存在した政治的状況が将来に多大の影響を及ぼすことは、すでに多くの歴史が示している。

別表 1

Statutes affecting local government 1972-1990

1972	Children Act
1972	Criminal Justice Act
1972	Defective Premises Act
1972	European Communities Act
1972	Gas Act
1972	Housing Finance Act
1972	Local Employment Act
1972	Local Government Act
1972	Poisons Act
1972	Superannuation Act
1972	Thames Barrier and Flood Protection Act
1972	Town and Country Planning (Amendment) Act
1972	Trade Descriptions Act
1973	Administration of Justice Act
1973	Breeding of Dogs Act
1973	Employment and Training Act
1973	Employment of Children Act
1973	Fair Trading Act
1973	Fire Precautions (Loans) Act
1973	Guardianship Act
1973	G.L.C. (General Powers) Act
1973	Hallmarking Act
1973	Land Compensation Act
1973	Matrimonial Causes Act
1973	Water Act
1974	Consumer Credit Act
1974	Control of Pollution Act
1974	Finance Act
1974	Health and Safety at Work Act
1974	Housing Act
1974	Local Government Act
1974	Public Libraries and Museums Act
1974	Slaughterhouses Act
1974	Solicitors Act
1974	Town and Country Amenities Act
1975	Children Act
1975	Community Land Act
1975	Development Land Tax Act
1975	General Rate Act
1975	Housing Rents and Subsidies Act
1975	Local Land Charges Act
1975	Safety of Sports Grounds Act

1976 Dangerous Wild Animals Act
1976 Education Act
1976 Food and Drugs (Control of Food Premises) Act
1976 Land Drainage Act
1976 Local Government (Miscellaneous Provisions) Act
1976 Lotteries and Amusements Act
1976 Rating (Caravan Sites) Act
1976 Rating (Charity Shops) Act
1976 Rent (Agriculture) Act

1977 Community Land Act
1977 Criminal Law Act
1977 Housing (Homeless Persons) Act
1977 Protection from Eviction Act
1977 Rent Act
1977 Town and Country Planning (Amendment) Act

1978 Consumer Safety Act
1978 Domestic Proceedings and Magistrates' Courts Act
1978 Employment Protection (Consolidation) Act
1978 Inner Urban Areas Act
1978 Interpretation Act
1978 Local Government Act
1978 Rating (Disabled Persons) Act
1978 Refuse Disposal (Amenity) Act
1978 Transport Act

1979 Ancient Monuments and Archaeological Areas Act
1979 Education Act
1979 Justices of the Peace Act
1979 Public Lending Right Act
1979 Weights and Measures Act

1980 Child Care Act
1980 Competition Act
1980 Education Act
1980 Finance Act
1980 Foster Children Act
1980 Health Services Act
1980 Highways Act
1980 Housing Act
1980 Local Government, Planning and Land Act
1980 Magistrates' Courts Act
1980 Police Negotiating Board Act
1980 Representation of the People Act
1980 Reserve Forces Act
1980 Residential Homes Act

1981	Acquisition of Land Act
1981	Animal Health Act
1981	British Nationality Act
1981	British Telecommunications Act
1981	Compulsory Purchase (Vesting Declarations) Act
1981	Disabled Persons Act
1981	Disused Burial Grounds (Amendment) Act
1981	Education Act
1981	Local Government and Planning (Amendment) Act
1981	Local Government (Miscellaneous Provisions) Act
1981	New Towns Act
1981	Public Passenger Vehicles Act
1981	Supreme Court Act
1981	Town and Country Planning (Minerals) Act
1981	Transport Act 1962 (Amendment) Act
1981	Wildlife and Countryside Act
1981	Zoo Licensing Act
1982	Children's Homes Act
1982	Civil Aviation Act
1982	Cinematograph (Amendment) Act
1982	Criminal Justice Act
1982	Derelict Land Act
1982	Firearms Act
1982	Food and Drugs (Amendment) Act
1982	Industrial Development Act
1982	Local Government Act
1982	Local Government Finance Act
1982	Local Government (Miscellaneous Provisions) Act
1982	Planning Inquiries (Attendance of Public) Act
1982	Social Security and Housing Benefits Act
1982	Transport Act
1983	Education (Fees and Awards) Act
1983	Health and Social Services and Social Security Adjudications Act
1983	Level Crossings Act
1983	Litter Act
1983	Local Authorities (Expenditure Powers) Act
1983	Marriage Act
1983	Mental Health Act
1983	Miscellaneous Financial Provisions Act
1983	Mobile Homes Act
1983	National Heritage Act
1983	Representation of the People Act
1983	Transport Act

1984	Animal Health and Welfare Act
1984	Building Act
1984	Cable and Broadcasting Act
1984	Co-operative Development Agency and Industrial Development Act
1984	County Courts Act
1984	Cycle Tracks Act
1984	Data Protection Act
1984	Education (Grants and Awards) Act
1984	Food Act
1984	Health and Social Security Act
1984	Housing and Building Control Act
1984	Housing Defects Act
1984	Local Government (Interim Provisions) Act
1984	London Regional Transport Act
1984	Occupier's Liability Act
1984	Police and Criminal Evidence Act
1984	Public Health (Control of Disease) Act
1984	Rates Act
1984	Registered Homes Act
1984	Road Traffic Regulation Act
1984	Telecommunications Act
1984	Town and Country Planning Act
1985	Charities Act
1985	Charter Trustees Act
1985	Cinemas Act
1985	Finance Act
1985	Further Education Act
1985	Housing Act
1985	Housing Associations Act
1985	Landlord and Tenant Act
1985	Local Government Act
1985	Local Government (Access to Information) Act
1985	Representation of the People Act
1985	Town and Country Planning (Amendment) Act
1985	Town and Country Planning (Compensation) Act
1985	Transport Act
1985	Weights and Measures Act
1986	Local Government Act
1988	Education Reform Act
1988	Housing Act
1988	Local Government Act
1988	Local Government Finance Act
1988	Road Traffic Act
1989	Children Act
1989	Local Government and Housing Act
1990	Food Safety Act
1990	National Health Service and Community Care Act
1990	Town and Country Planning Act

別表2 地方団体の主な機能

ロンドン	都市圏地域	地方圏地域
区	ディストリクト	県
<p>消費者保護 食料、薬品、度量衡 教育 図書館 環境・健康 建築規制、伝染病対策 食品衛生、ごみ規制 公衆トイレ、ごみ収集 有害物規制、ごみ処理等 住宅 市場、フェアー コミュニティチャージ 計画 総合計画、地域計画 開発計画申請の処理 社会福祉 消防 交通</p>	<p>消費者保護 食料、薬品、度量衡 教育 図書館 環境・健康 建築規制、伝染病対策 食品衛生、ごみ規制 公衆トイレ、ごみ収集 有害物規制、ごみ処理等 住宅 市場、フェアー コミュニティチャージ 計画 総合計画、地域計画 開発計画申請の処理 社会福祉 消防 警察 計画 総合計画 ごみ処理 交通 社会福祉</p>	<p>消費者保護 食料、薬品、度量衡 教育 図書館 消防 警察 計画 総合計画 ごみ処理 交通 社会福祉</p>
	<p>ディストリクト</p> <p>環境・健康 建築規制、伝染病対策 食品衛生、ごみ規制 公衆トイレ、ごみ収集 有害物規制 住宅 市場、フェアー 計画 地域計画 開発計画申請の処理 コミュニティチャージ</p>	<p>ディストリクト</p> <p>環境・健康 建築規制、伝染病対策 食品衛生、ごみ規制 公衆トイレ、ごみ収集 有害物規制 住宅 市場、フェアー 計画 地域計画 開発計画申請の処理 コミュニティチャージ</p>

注  は一部事務組合によって処理されている事務を示す。

別表 3

(1) 都市圏ディストリクトの機能

- ・空港
- ・建築規制
- ・非居住用資産税
- ・条例
- ・コミュニティチャージ
- ・消費者保護
- ・教育（大学を除く）
- ・選挙
- ・緊急（防災）計画
- ・職業訓練
- ・環境及び健康
 - 墓地・火葬場、空気浄化、海岸保護、特定疾患対策、事務所・商店・工場規制、
疾病動物、食品衛生、健康教育、安全チェックのための家庭訪問、
土地廃水（水会社）、ゴミ規制、下水管（支線）、騒音等迷惑行為の規制、
工場からの悪臭等規制、有害生物規制、公衆トイレ、ゴミ収集、ゴミ処理、
屠殺場、市街地清掃
- ・道路
 - 投棄車両の処理、歩道の街灯、道路灯、道路の維持補修、道路以外の駐車規制、
道路の駐車規制、公共交通調整・交通安全・交通計画、道路以外の駐車規制、
公共交通（一部のディストリクト）、公共交通費補助、公共交通調整、
交通規制
- ・住宅
 - 住宅の提供管理、住宅手当
- ・図書館
- ・免許・規制
 - タクシー等、映画及び劇場の免許
- ・生活廃水、下水（本管）（水会社）
- ・市場、フェアー
- ・都市計画
 - 土地の取得処分、キャラバン（移動住宅）に関する供給や免許の付与、
遊休土地の管理、保護区、自然公園、開発規制、経済開発、自然歩道・馬道、
ジブジーのための土地提供・管理、歴史的建造物の保護、地域開発計画、
樹木の保護、地域総合計画

- ・レクリエーション

- 市民菜園、エンターテイメント、博物館・美術館、公園・オープンスペース、
スポーツレジャー施設、スイミングプール、旅行の推進

- ・住民登録

- ・農地の提供

- ・社会福祉

- ・市街地開発

注 ■■■は、地方圏ディストリクトの機能と全く異なるもの、もしくは一部が異なるものを示す。

(2) 地方圏ディストリクトの機能

- ・空港（*）
- ・建築規制
- ・非居住用資産税
- ・条例
- ・コミュニティチャージ
- ・選挙
- ・緊急（防災）計画
- ・職業訓練
- ・環境及び健康
 - 墓地・火葬場、空気浄化（*）、海岸保護、特定疾患対策、
事務所・商店・工場規制、疾病動物、食品衛生、健康教育、
安全チェックのための家庭訪問、土地廃水（水会社）、ゴミ規制、
下水管（支線）、騒音等迷惑行為の規制（*）、工場からの悪臭等規制、
有害生物規制、公衆トイレ、ゴミ収集、屠殺場、市街地清掃
- ・道路
 - 投棄車両の処理（*）、歩道の街灯、道路の維持補修（一部のディストリクト）、
道路以外の駐車規制（*）、公共交通（一部のディストリクト）、
公共交通費補助、公共交通調整（*）、交通規制
- ・住宅
 - 住宅の提供管理、住宅手当
- ・免許・規制
 - タクシー等・映画及び劇場の免許
- ・生活廃水、下水（水会社）
- ・市場、フェアー
- ・都市計画
 - 土地の取得処分、キャラバン（移動住宅）に関する供給や免許の付与（*）、
遊休土地の管理（*）、保護区、自然公園（*）、開発規制、経済開発（*）、
自然歩道・馬道、ジプシーのための土地管理、歴史的建造物の保護、
地域開発計画、樹木の保護
- ・レクリエーション
 - 市民菜園、エンターテイメント（*）、博物館・美術館（*）、
公園・オープンスペース（*）、スポーツレジャー施設（*）、
スイミングプール（*）、旅行の推進
- ・市街地開発

別表 4 地方団体別人口

ロンドン

LONDON BOROUGHS IN ORDER OF POPULATION

(Registrar General's estimates—mid-1990)

1. Croydon	317,400	14. Southwark	219,800	26. Merton	164,000
2. Barnet	310,400	15. Greenwich	213,400	27. Tower Hamlets	163,900
3. Bromley	299,400	16. Waltham Forest	211,700	28. Richmond upon	
4. Ealing	293,700	17. Newham	207,000	Thames	163,700
5. Enfield	262,100	18. Hounslow	195,900	29. Hammersmith and	
6. Wandsworth	256,200	19. Harrow	193,800	Fulham	148,500
7. Brent	254,700	20. Hackney	191,800	30. Barking and	
8. Lambeth	238,300	21. Haringey	190,000	Dagenham	147,500
9. Hillingdon	235,300	22. Camden	183,700	31. Kingston-upon-	
10. Havering	232,600	23. Westminster	173,400	Thames	136,100
11. Redbridge	232,200	24. Islington	169,500	32. Kensington and	
12. Lewisham	226,700	25. Sutton	168,900	Chelsea	130,600
13. Bexley	220,000				

都市圏ディストリクト

METROPOLITAN DISTRICTS IN ORDER OF POPULATION

(Registrar General's estimate — mid 1989)

1. Birmingham	992,500	13. Sefton	299,600	25. Oldham	220,700
2. Leeds	711,700	14. Sunderland	296,200	26. Tameside	218,200
3. Sheffield	526,600	15. Sandwell	295,500	27. Trafford	215,300
4. Bradford	467,700	16. Doncaster	293,300	28. Rochdale	207,600
5. Liverpool	465,900	17. Stockport	291,300	29. Gateshead	205,800
6. Manchester	443,600	18. Newcastle upon Tyne	277,600	30. Solihull	204,400
7. Kirklees	375,600	19. Bolton	265,000	31. Calderdale	197,400
8. Wirral	336,200	20. Walsall	263,300	32. North Tyneside	192,700
9. Wakefield	314,200	21. Rotherham	253,600	33. St. Helens	188,800
10. Wigan	309,600	22. Wolverhampton	249,900	34. Bury	176,400
11. Dudley	305,400	23. Salford	234,600	35. Knowsley	157,500
12. Coventry	304,100	24. Barnsley	221,700	36. South Tyneside	155,800

地方圏の県

COUNTY COUNCILS IN ORDER OF POPULATION

(Registrar General's estimates—mid-1989)

England—Non-metropolitan		14. Humberside	856,300	28. Northamptonshire	576,100
Counties		15. Berkshire	748,500	29. Wiltshire	558,400
1. Hampshire	1,546,000	16. Norfolk	742,500	30. Cleveland	552,800
2. Essex	1,532,100	17. North Yorkshire	722,300	31. Bedfordshire	531,200
3. Kent	1,523,700	18. East Sussex	711,800	32. Gloucestershire	529,500
4. Lancashire	1,390,800	19. West Sussex	704,900	33. Cumbria	491,600
5. Staffordshire	1,039,000	20. Hereford &		34. Warwickshire	483,100
6. Devon	1,029,900	Worcester	675,200	35. Cornwall &	
7. Nottinghamshire	1,014,800	21. Dorset	656,600	Scilly Isles	464,100
8. Surrey	1,000,000	22. Cambridgeshire	655,000	36. Somerset	460,900
9. Herefordshire	987,400	23. Suffolk	641,000	37. Shropshire	403,300
10. Cheshire	958,600	24. Buckinghamshire	634,300	38. Northumberland	303,600
11. Avon	952,900	25. Durham	596,900	39. Isle of Wight	130,500
12. Derbyshire	929,400	26. Lincolnshire	586,900		
13. Leicestershire	891,900	27. Oxfordshire	577,600		

地方図ディストリクト

DISTRICTS IN ORDER OF POPULATION (Registrar General's estimate — mid 1989)

England — Non-Metropolitan Districts

1. Bristol	372,600	68. East Devon	118,600	135. Cambridge	99,000
2. Leicester	279,700	69. Newcastle-under-Lyme	118,200	136. Worthing	98,700
3. Nottingham	273,500	70. Braintree	117,900	137. Staffordshire Moorlands	97,600
4. Plymouth	255,000	71. Norwich	117,400	138. Hinckley and Bosworth	97,600
5. Stoke-on-Trent	247,200	72. Swale	116,800	139. Sedgemoor	97,400
6. Kingston upon Hull	245,100	73. Nuneaton and Bedworth	116,700	140. East Staffordshire	96,900
7. Derby	216,600	74. Oxford	116,500	141. Allerdale	96,800
8. Southampton	197,600	75. Havant	116,300	142. North East Derbyshire	96,800
9. Woodspring	189,700	76. Beverley	115,200	143. Chorley	96,700
10. Warrington	187,900	77. Warwick	115,200	144. Selby	96,600
11. Northampton	184,000	78. Reigate and Banstead	114,900	145. Winchester	95,800
12. Portsmouth	184,000	79. Mid Bedfordshire	114,400	146. North Norfolk	95,700
13. Milton Keynes	182,400	80. Chester	114,200	147. West Oxfordshire	95,700
14. Stockton-on-Tees	176,900	81. Vale Royal	114,000	148. Wyre Forest	95,700
15. Thamesthorne	170,200	82. Ipswich	113,700	149. Ashford	95,600
16. Luton	169,900	83. North Wiltshire	113,700	150. Easington	95,200
17. Southend-on-Sea	166,000	84. North Hertfordshire	113,500	151. Taunton Deane	94,800
18. New Forest	163,200	85. Amber Valley	113,300	152. Gillingham	94,600
19. Wycombe	157,400	86. Suffolk Coastal	112,800	153. Mendip	94,000
20. Basildon	157,000	87. Vale of White Horse	112,000	154. Lichfield	93,600
21. Bournemouth	154,300	88. Epping Forest	111,600	155. Welwyn Hatfield	92,100
22. Peterborough	153,800	89. Gedling	111,000	156. St Edmundsbury	91,800
23. Colchester	151,900	90. Stroud	110,500	157. Ryedale	91,600
24. Macclesfield	151,700	91. Teignbridge	110,500	158. Lewes	91,300
25. Chelmsford	151,300	92. Broxtowe	110,100	159. Hove	91,100
26. Charnwood	149,300	93. South Bedfordshire	109,500	160. Burnley	90,900
27. Huntingdonshire	149,100	94. Ashfield	109,400	161. Shrewsbury & Atcham	90,800
28. Wokingham	148,500	95. Waverley	109,400	162. Gloucester	90,500
29. Harrogate	147,900	96. South Staffordshire	109,100	163. Great Grimsby	90,200
30. Rochester upon Medway	147,800	97. Horsham	108,600	164. Great Yarmouth	90,000
31. Aylesbury Vale	147,300	98. Erewash	108,200	165. Kingswood	89,600
32. Langbaugh on Tees	144,500	99. Elmbridge	107,300	166. Bromsgrove	88,900
33. Blackpool	143,100	100. Dover	107,100	167. Cannock Chase	88,800
34. Brighton	143,100	101. Waveney	107,100	168. Snepway	88,800
35. Middlesbrough	142,700	102. Scarborough	106,200	169. Gravesham	88,700
36. South Somerset	142,700	103. West Wiltshire	106,100	170. Hartlepool	88,700
37. Basingstoke and Deane	141,400	104. Chichester	105,900	171. Henshaw	88,700
38. Newbury	139,100	105. Sevenoaks	105,800	172. Malvern Hills	88,300
39. Maidstone	137,400	106. South Kesteven	105,800	173. Sedgfield	88,300
40. North Bedfordshire	137,300	107. Stratford-on-Avon	105,800	174. Tewkesbury	88,100
41. Wrexham	136,100	108. Bassettaw	105,500	175. East Yorkshire	87,600
42. Wealden	135,800	109. Broadland	105,300	176. Kerrier	87,200
43. Blackburn	135,700	110. Bracknell Forest	104,600	177. Chiltern	87,000
44. King's Lynn and West Norfolk	134,200	111. West Lancashire	104,500	178. Congleton	86,500
45. Northavon	133,700	112. Breckland	104,100	179. Restormel	86,300
46. Dacorum	133,000	113. Wyre	103,700	180. Cheltenham	86,000
47. Tendring	132,200	114. Newark and Sherwood	103,600	181. Durham	86,000
48. Canterbury	131,700	115. Carlisle	103,100	182. Ham	86,000
49. Poole	131,500	116. Test Valley	102,600	183. Rugby	85,900
50. Thanet	131,300	117. East Hampshire	102,400	184. North Devon	85,700
51. Lancaster	130,800	118. Exeter	102,300	185. Woking	85,700
52. Arun	130,700	119. Eastleigh	102,200	186. West Dorset	85,600
53. South Oxfordshire	130,100	120. South Norfolk	101,700	187. Spelthorne	85,400
54. Reading	130,000	121. South Ribble	101,600	188. Derwentside	85,200
55. Preston	126,400	122. Fareham	101,400	189. Rother	85,200
56. St Albans	128,400	123. Wychavon	101,400	190. Pendle	85,100
57. Thurrock	125,700	124. South Lakeland	101,200	191. North Kesteven	85,000
58. Windsor and Maidenhead	125,200	125. York	101,200	192. Castle Point	84,900
59. Halton	124,800	126. Rushcliffe	101,100	193. Bath	84,700
60. Cherwell	123,300	127. Slough	101,000	194. High Peak	84,700
61. Guildford	122,900	128. Mansfield	100,800	195. Crawley	84,500
62. Torbay	120,100	129. Salisbury	100,700	196. Bury	84,300
63. Mid Sussex	119,700	130. Tonbridge and Malling	100,400	197. Surrey Heath	83,600
64. East Lindsey	119,200	131. Chesterfield	100,200	198. Eastbourne	82,800
65. East Hertfordshire	119,100	132. Crewe and Nantwich	100,100	199. Broxbourne	82,700
66. Stafford	119,100	133. Darlington	100,000	200. Hastings	82,700
67. South Cambridgeshire	118,900	134. Tunbridge Wells	99,300	201. Wansdyke	82,500
				202. Worcester	82,100

203. North West Leicestershire	80,400	235. Barrow-in-Furness	71,800	266. Tynedale	57,500
204. Lincoln	80,900	236. Copeland	71,700	267. Adur	56,700
205. Three Rivers	80,300	237. Harlow	71,300	268. North Shropshire	56,600
206. Carrick	79,800	238. Bolsover	71,100	269. North Dorset	54,900
207. Blyth Valley	79,500	239. Runnymede	70,500	270. Maldon	53,400
208. Ellesmere Port & Neston	79,300	240. Brentwood	69,000	271. Chester-le-Street	53,100
209. Hyndburn	79,200	241. Tamworth	69,000	272. Boston	52,400
210. Hambleton	78,900	242. Epsom and Ewell	68,400	273. Ribble Valley	52,400
211. East Dorset	78,800	243. Cleethorpes	68,200	274. Richmondshire	52,200
212. Forest of Dean	78,500	244. Harborough	68,100	275. South Herefordshire	51,900
213. Dartford	78,400	245. Kennet	67,700	276. Torridge	51,800
214. Mid Suffolk	78,100	246. East		277. Corby	51,500
215. Redditch	78,100	Northamptonshire	67,500	278. Holderness	51,500
216. Babergh	78,000	247. Wellingborough	66,900	279. Oadby and Wigston	51,500
217. South Hams	77,500	248. South Holland	66,800	280. Craven	50,900
218. West Lindsey	76,700	249. South		281. Bridgnorth	50,600
219. Rushmoor	76,600	Northamptonshire	66,600	282. Castle Morpeth	50,400
220. Gosport	76,500	250. Derbyshire Dales	66,400	283. Hereford	49,400
221. Mole Valley	76,200	251. Ufflesford	66,100	284. Purbeck	47,100
222. Cotswold	75,800	252. Boothferry	65,600	285. Eden	47,000
223. Watford	75,700	253. Rossendale	65,400	286. West Devon	44,400
224. Tandridge	75,500	254. Weymouth and		287. Melton	44,100
225. Kettering	75,100	Portland	64,700	288. Christchurch	39,800
226. Caradon	74,900	255. Daventry	64,400	289. Leominster	39,500
227. Fenland	74,000	256. Wear Valley	64,400	290. Rutland	36,800
228. Stevenage	74,000	257. Mid Devon	64,100	291. South Shropshire	36,000
229. Rochford	73,900	258. Penwith	61,700	292. Oswestry	33,200
230. Fylde	73,700	259. South Bucks	60,300	293. West Somerset	32,000
231. Glenford	73,100	260. East Cambridgeshire	60,200	294. Alnwick	31,000
232. Mardle	72,900	261. Forest Heath	59,600	295. Berwick-upon-	
233. North Cornwall	72,300	262. Scunthorpe	59,600	Tweed	26,300
234. South Derbyshire	72,200	263. North Warwickshire	59,500	296. Teesdale	24,800
		264. Wensley	58,900		
		265. South Wight	57,500		

出典 MUNICIPAL YEAR BOOK 1991

別表 5

Local Government Act 1985

Section 29

SCHEDULE 10

NUMBER OF MEMBERS OF JOINT AUTHORITIES

PART I

GREATER LONDON

Constituent council	Number of members of London Fire and Civil Defence Authority
The Common Council	1
Westminster	1
Camden	1
Islington	1
Hackney	1
Tower Hamlets	1
Greenwich	1
Lewisham	1
Southwark	1
Lambeth	1
Wandsworth	1
Hammersmith and Fulham	1
Kensington and Chelsea	1
Waltham Forest	1
Redbridge	1
Havering	1
Barking and Dagenham	1
Newham	1
Bexley	1
Bromley	1
Croydon	1
Sutton	1
Merton	1
Kingston upon Thames	1
Richmond upon Thames	1
Hounslow	1
Hillingdon	1
Ealing	1
Brent	1
Harrow	1
Barnet	1
Haringey	1
Enfield	1

1985 c. 51

PART II

GREATER MANCHESTER

Appointing body	Number of members of police authority	Number of members of fire and civil defence authority	Number of members of passenger transport authority
Constituent councils:			
Bolton	3	3	3
Bury	2	2	2
Manchester	5	5	5
Oldham	3	3	3
Rochdale	2	2	2
Salford	3	3	3
Stockport	3	3	3
Tameside	3	3	3
Trafford	3	3	3
wigan	3	3	3
Joint magistrates' committee	15	—	—

PART II

MERSEYSIDE

Appointing body	Number of members of police authority	Number of members of fire and civil defence authority	Number of members of passenger transport authority
Constituent councils:			
Knowsley	2	2	2
Liverpool	6	6	6
St. Helens	2	2	2
Sefton	4	4	4
Wirral	4	4	4
Joint magistrates' committee	9	—	—

PART IV

SOUTH YORKSHIRE

Appointing body	Number of members of police authority	Number of members of fire and civil defence authority	Number of members of passenger transport authority
Constituent councils:			
Barnsley	2	2	2
Doncaster	3	3	3
Rotherham	2	2	2
Sheffield	5	5	5
Joint magistrates' committee	6	—	—

Local Government Act 1985

PART V

TYNE AND WEAR AND NORTHUMBERLAND

Appointing body	Number of members of police authority	Number of members of fire and civil defence authority	Number of members of passenger transport authority
Constituent councils:			
Gateshead	3	3	3
Newcastle upon Tyne	4	4	4
North Tyneside	2	2	2
South Tyneside	2	2	2
Sunderland	4	4	4
Northumberland	4	—	—
Magistrates:			
Joint magistrates' committee for Tyne and Wear	7	—	—
Magistrates' courts committee for Northumberland	2	—	—

PART VI

WEST MIDLANDS

Appointing body	Number of members of police authority	Number of members of fire and civil defence authority	Number of members of passenger transport authority
Constituent councils:			
Birmingham	10	10	10
Coventry	3	3	3
Dudley	3	3	3
Sandwell	3	3	3
Solihull	2	2	2
Walsall	3	3	3
Wolverhampton	3	3	3
Joint magistrates' committee	13	—	—

PART III

WEST YORKSHIRE

Appointing body	Number of members of police authority	Number of members of fire and civil defence authority	Number of members of passenger transport authority
Constituent councils:			
Bradford	5	5	5
Calderdale	2	2	2
Kirklees	4	4	4
Leeds	8	8	8
Wakefield	3	3	3
Joint magistrates' committee	11	—	—

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ル ル	発刊日
第47号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/ 5/25
第46号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/ 4/30
第45号	フランスの地方自治体の国際交流 -その理念と現状-	1992/ 3/30
第44号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/ 3/30
第43号	米国連邦政府1993年度予算案について	1992/ 3/30
第42号	フランスの広域行政 -その制度、実態及び新法による改革-	1992/ 3/13
第41号	フランスの下水道 -第1部 制度的枠組みと改革の動向-	1992/ 3/ 6
第40号	英国の監査制度	1992/ 1/31
第39号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -1992年度ニューヨーク市予算-	1991/11/13
第38号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -1991年度ニューヨーク市財政危機-	1991/11/13
第37号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -ニューヨーク市財政制度-	1991/11/13
第36号	英国における社会福祉	1991/10/17
第35号	英国における教育	1991/10/17
第34号	米国におけるべき地医療施策	1991/ 9/20
第33号	「地方団体のための新税」協議書	1991/ 8/ 9
第32号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度 -その制度と日米比較-	1991/ 7/ 5